

謝辞

このセミナーにご協力いただき、公開に了承いただいた講師の皆様にお礼を申し上げます。

なお、このセミナーは学術振興会科学研究費補助金 (Kakenhi:20H01408) の助成によって実施できました。ここに謝意を記します。

お断り

この動画および文字起こしは、このテーマへの関心をもっていただき、理解していただくために公開しております。

動画を授業やセミナー等でご利用いただきたいと思いますが、動画やそれを写真にしたものを他の媒体に掲載するなどの2次利用はお辞めください。

また、文字起こしの文章は一部であっても、無断での引用、転載、二次利用はご遠慮ください。引用等でのご利用を希望される場合には、必ずご連絡ください。

出典の明示の仕方および、引用部分が見えるようにして引用等していただけるように相談させていただきます。

お問合せは tsuge@soc.meijigakuin.ac.jp までどうぞ。メールの件名に【引用相談】と入れてください。1週間ほどの余裕をもってご連絡ください。返信がない場合には恐れ入りますが、再送をお願いします。

南：こんにちは、南貴子（みなみ たかこ）です。本日は「子の出自を知る権利をめぐるオーストラリア・ビクトリア州の法制度とその運営」についてお話をさせていただきます。

生殖補助医療技術の発展とともに、多くの人が生殖補助医療を利用するようになりましたが、生殖補助医療のなかでも、特に問題とされるものは、夫婦間ではなく、ドナーの提供配偶子・胚を利用する場合です。ドナーの配偶子・胚による懐胎を donor conception、以下

DC と略します。また、DC によって生まれた子を DC 子と略します。

提供配偶子・胚が用いられる生殖補助医療には、人工授精、体外受精、代理懐胎があります。

2020年、12月4日にDC子の親子関係を定める民法の特例法が成立しましたが、日本においては、提供配偶子・胚を用いる生殖補助医療の実施に伴う法制度の整備が求められています。日本における生殖補助医療は、実質、日本産科婦人科学会の会告に準拠して、医師の自主規制に任されて行われてきました。会告では、DCのうち、提供精子による人工授精が認められています。

このスライドは、日本におけるこれまでの提供精子による人工授精による出生状況を示しています。1997年までは、治療数は学会で記録されておらず、患者数、出生児数は不明です。1998年から2018年までで報告されている出生児数は2,479人で、年間平均118人が生まれています。

日本では、1949年8月に慶應義塾大学病院において、提供精子による人工授精によって最初の子が誕生していますが、これまで、ドナーは匿名とされており、DC子の出自を知る権利は認められていません。

海外では、ドナーの匿名性を廃止し、子の出自を知る権利を認める国や地域が、1980年代から、増加してきました。その背景には、児童の権利に関する条約で、子どもが親を知る権利、アイデンティティーを守る権利を認めているように、子の福祉の重要性が認識されるようになったことが挙げられます。

このスライドは、ドナーの匿名性のもとに生まれ、出自を知る権利が認められないDC子からのメッセージです。「まず、私の立場になってみてください。もし、あなたがたが明日、自分のお父さんが生物学的父でなかったということを知ったとして、生物学的父が誰なのかを決して知ることはできないことに満足できると心の底から言えますか。さらに、あなたには、生物学的父を探し出す権利はないと言われて、我慢することができるでしょうか」と主張しています。

それでは、次に、「法律による子の出自を知る権利の保障」についてオーストラリア・ビクトリア州の事例を中心に、考えてみます。

オーストラリアは、連邦政府と州（州、準州および特別地域）政府の間で権限を分担した連邦制度をとっています。生殖補助医療に関しては、州によって独自の法制度がとられています。

オーストラリア・ビクトリア州を地図で示します。赤で示した部分がビクトリア州で、州都はメルボルンです。

オーストラリア・ビクトリア州は世界でも最も早くから生殖補助技術の進んだ地域の一つです。例えば、世界初の体外受精児はイギリスで1978年に誕生しましたが、世界初の体外受精による妊娠は1973年、ビクトリア州の州都メルボルンの医師たちによって成功し、1980年6月には、世界で3番目の体外受精児が、そして、世界で最も初期の体外受精児16人のうち12人もがメルボルンで生まれています。その後も、世界初の提供胚による子が1982年、冷凍胚による子は1984年にメルボルンで誕生しています。こうした生殖補助技術の発展によって、ビクトリア州では生殖補助技術の法制度化の必要性も早くから認識されることとなりました。

こうした背景のもと、1984年には、ビクトリア州における生殖技術を規制する法律 Infertility (Medical Procedures) Act 1984 が成立し、1995年にはこれを改正した、Infertility Treatment Act 1995 が制定されました。1984年法の施行以降、提供精子・卵子・胚による出生は州に登録が義務づけられ、1995年法では、登録された情報を一括して維持管理し運営していく機関として、Infertility Treatment Authority、略してITAが設立されました。その後、2008年法のもとに、Victorian Assisted Reproductive Treatment Authority、VARTAが設立されITAの役割を引き継いでいます。

ビクトリア州で管理されている子の出生に関する登録制度として、主に1984年法が適用される1984 Central Registerと1995年法が適用される1995 Central Registerができました。その登録内容は、ほとんど変わりはありませんが、その主な違いは、子の出自を知る権利に関して、です。

1984 Central Registerに登録されている子ども、つまり、ドナーの精子・卵子・胚を用いて、1988年7月1日以降に出生した子は、18歳になれば、ドナーの同意がある場合に限り、ドナーを特定できる情報へアクセスすることができるようになりました。

一方、1995年法では、提供時に情報開示に同意したドナーの配偶子が用いられるようになったことから、1995 Central Registerに登録されている子は、18歳になれば、ドナーの同

意を必要とすることなく、ドナーを特定できる情報へアクセスすることができるようになりました。

このスライドは、1984年法と1995年法の制度の違いをまとめたものです。1984 Central Registerに登録されている子は18歳になれば、ドナーの同意がある場合に限り、ドナーを特定できる情報へアクセスすることができます。一方1995 Central Registerに登録されている子は、18歳になれば、ドナーの同意を必要とすることなく、ドナーを特定できる情報へアクセスすることができますようになりました。

2006年7月1日は、ビクトリア州のDI家族にとって、特別な日となりました。それは、1984年法が1988年に発効してからちょうど18年になる日であり、1984 Central Registerに登録された子が18歳の年齢に達する日だったからです。しかし、1984年法の発効後18年を経ても、3分の2の子はその出自を知らされていませんでした。

それではここで、子の出自を知る権利を認める1984年法の発効から18年後の状況について考えてみたいと思います。子は、18歳になると、ドナーの情報を得るための申請ができますが、DCの事実は、家族の秘密とされ、多くの家族で子に出自を知らせてはいませんでした。このことは、法律で出自を知る権利が保障されていても、それは単に、記録が保存されているにすぎないことを意味します。つまり、子がDCの事実を知ることは、法律ではなく、親の判断にゆだねられていた。そこに法制度の限界があったといえます。

ビクトリア州の法律では、子のドナーへのアクセス権とともに、ドナーから子へのアクセス権が認められており、子からドナー、そしてドナーから子への双方向性が大きな特徴となっています。ドナーは子が18歳になるまでは親の同意、子が18歳に達した場合は、子本人の同意があれば、州政府の機関であるITAを通して、子の身元を特定する情報にアクセスすることができるようになっていました。したがって、もし、子が親からその出自を知らされていない場合、子はITAからの連絡によって突然、自分の出自を知らされることとなります。

このような状況下で、ドナーのアクセス権がもたらす問題が浮上してきました。ドナーのアクセス権は子にその出自、つまりドナーの存在、について秘密にしてきた家族にとって「潜在的時限爆弾」であり、「倫理的地雷原」になると危惧されました。その是非をめぐって世論は二分されますが、州政府は「家族の中での秘密は家族関係の信頼と安定を揺るがす」として、Time to tell キャンペーンを開始しました。

Time to tell とは、子にドナーの提供配偶子によって生まれたことを告げる時である、との

意味です。すなわち、Time to tell キャンペーンは、ドナーによる出生について社会的にオープンな環境をつくり、親が子に告知することを促すことで、子の出自を知る権利を守ろうとする取り組みです。ITA の最高責任者 Helen Szoke は、「我々は、生まれた子のことについて考えなければならない。・・・生まれる前の子たちは、何も主張することはできなかった。子たちは、ドナーが匿名であることに同意してはいない」と述べています。

2006 年から当初 3 年間の計画で始められた ITA による Time to tell campaign のパンフレットの 2006 年版には、スライドにあるような記載があります。この記載は、親は子に出自について伝えましょうと訴えるものですが、DC によって生まれた子を持つ親に対してだけでなく、ドナーに対しても、自身の配偶子提供によって生まれた子があることについて、家族に伝えるよう訴えています。そして“ITA is there to help”、ITA が手助けします、と書かれています。

ITA のホームページには、どのように子どもに出自を伝えれば良いか、など、DC 家族をサポートする情報が載せられ、州内に限らず、海外からも多くのアクセスのあったことが報告されています。

ビクトリア州では、ドナーから子へのアクセス権が、潜在的時限爆弾としてではあれ、親から子への告知を促す結果となりました。また、州政府は、この危険性を避けるために、Time to tell キャンペーンによって親から子への告知を促しました。これらの結果は、親から子への真実告知の環境づくりに繋がったといえます。

ビクトリア州では、法制度化後にもたらされた、これらの課題に取り組むために、大幅な法改正を行い、2010 年 1 月 1 日より 2008 年法が施行されました。

それでは、2008 年法では、どのようにして子の出自を知る権利を守ろうとしたのでしょうか。それは、子が出自の事実とともに成長する権利を保障する制度の導入です。

2008 年法の指針となる原則には、「提供配偶子を用いた結果生まれた子どもは遺伝的親についての情報を知る権利がある」と記されています。ここで、子どもとは、18 歳未満の者と定められています。すなわち、出自の事実は、親から子に伝えられるべきであると考えられています。

ドナーに関する情報へのアクセスについては、1995 年法の下では、子が 18 歳未満の時は、子本人が申請者となることはできませんでした。しかし、2008 年法では、子に対する 18 歳規定を廃止し、子は年齢に関係なく、精神的な成熟度など、一定の要件を満たしていれば

ば、申請者となることができるようにしました。

2008年法で新たに加わった特徴は、子の出生登録、出生証明書についての変更です。ドナーによって懐胎された子はその出生登録に“donor conceived”とマークされ、子本人が自分の出生証明書の発行を申請した場合には、「更なる情報を入手することができる」ことを記載した追加文書が添付されることになりました。つまり、ドナーによって懐胎されたという自らの出自に関する事実を、より確実に本人に知らせるよう制度が変更されました。

ITAの教育的機能を受け継ぐ形で2008年法によって設立されたVARTAという機関が2010年3月に発行したパンフレットには、出自について、子どもが小さいときから、誕生の物語の一部として伝えるのがよいと書かれています。「子どもの特別な状況を、家族の物語のなかに織り込んで、子どもが成長するのに合わせて、その話を続け、彼ら自身の考えや疑問を持ち始めるようにしてください。そうすることで、子どもは誕生にまつわる言葉や考えになじみながら成長することができて、それらは子どもが成長するにつれて発展していくでしょう」この言葉は、子どもが出自の事実とともに成長することが重要、との考えを示しています。

VARTAが、DC家族の親向けに出した広告では、ドナーによって懐胎された子に事実を伝えるべき理由として、1.医学的問題が子の遺伝的構成をいつか明らかにしてしまうかもしれない。2.秘密は長く隠しておくのが難しい。3.他の者からその事実について聞かされることは子にとって破壊的でありうる。4.子たちは大人になって自らがドナーによって懐胎されたことを知ることが考えられる。5.愛情ある関係は誠実さと真実に基づく、ことが挙げられています。

次にドナーのアクセス権の問題ですが、ドナーが子どもの身元を特定するような情報にアクセスすることを認めるべきではない、とする意見もみられましたが、それは、子どもに出自を知る権利を認めようとする州の方針に反するものでもあり、ビクトリア州政府はドナーのアクセス権を2008年法においても、引き続き認めることとしました。

このスライドは、2008年法によって、子の出自を知る権利をどのように守ろうとしたのかを示しています。2008年法では、子どもがドナーの情報を得る申請年齢の制限を廃止し、出生証明書交付時には、子ども本人にのみ、ドナーによって生まれたことがわかるように法改正が行われました。これらの取り組みは、子どもが出自の事実とともに成長することのできる環境をつくることにつながっていると言えます。

このスライドは、これまで述べてきた1984年法、1995年法、2008年法の特徴を表に示し

たものです。そして、ビクトリア州では、約 10 年ごとに、子の出自を知る権利を守るための法改正が行われていることも示しています。

これまで見てきたように、ビクトリア州では、子の出自を知る権利を守るために多くの改正がなされてきました。しかし、2008 年法によってもまだ、取り残された子がいます。それは、1984 年法施行前、つまり 1988 年よりも前に DC によって生まれた子たちです。子たちは、出自を知る権利が法的に保障されていません。また、1984 年法適用の子は、ドナーの同意がなければ、ドナーの身元を特定する情報にアクセスすることができませんでした。

法が施行される前に生まれた子、すなわち、法が適用されない子の出自を知る権利はどうなるのでしょうか。次にこの問題について考えてみます。

ビクトリア州では、1988 年より前にドナーの匿名性のもとに、数千人の子が生まれ、約 500 人のドナーがいたと推定されています。主に男性不妊に対する治療として、提供精子による人工授精が行われていました。

法制化より前に生まれた子たちは、たとえ親から出自について伝えられたとしても、ドナーについて情報を得ることができない状況にあるのです。親は、ドナーについての情報が得られないなかで、子に出自を伝えることの葛藤をかかえることになります。

このように、ドナーの匿名性の保障は、親から子への真実告知を妨げています。また、子の出自を知る権利を妨げています。

このような状況に対して、ビクトリア州議会の法改正委員会は、子の出自を知る権利を法施行前にさかのぼって認める勧告を、2012 年 3 月に出しました。このような勧告は、世界的にみても先駆的なものといえます。

法改正委員会による、2012 年 3 月の最終報告書は、ドナーの匿名性の遡及的な廃止を求める画期的な内容のものです。委員長の Clem Newton-Brown は、「州には、全ての DC 子に、ドナーの身元を特定する情報も含め、情報へアクセスする機会を与える責任があるとの、全会一致での結論に達した」と述べています。

勧告は 30 項目よりなりますが、その主な点を示します。第一点は、法施行以前にもさかのぼって、全ての子に、ドナーの身元を特定する情報へのアクセスを認めることです。第二点は、プライバシーを保護するために、子とドナーがお互いに接触を拒否することのできる権利 (contact veto) を与えることです。

法改正委員会の勧告は、ビクトリア州社会にどのように受け止められたのでしょうか。勧告は、「子に歓呼して迎えられた」と翌日のビクトリア州の新聞 The Age は報道しています。

このスライドでは、法施行前に生まれた子に対する、母親の苦しい胸の内が述べられています。「息子には、法がドナーの情報へのアクセスを認めない中で、自分のオリジンの半分について知りたいと切望しながら過ごしてほしい。彼には、いつまでも探し求め続ける子どもたちのようにはなって欲しくないのです」と語っています。

これは、勧告を支持するドナーの意見です。「精子提供によって生まれた子の出現によって、混乱や不安定がもたらされるかもしれないが、それを子の生物学的親について知る権利と比較したとき、(子の) 人権が最優先されるという判断に至らなければならない」と述べています。

一方、勧告に反対する人たちもいます。このスライドは、遡及性に反対する医療機関、医療関係団体の意見です。どちらの意見も、ドナーのプライバシーを重んじ、匿名性の約束は守られなければならない、というものです。

そこで、ビクトリア州では、かつて匿名が保障されるなかで配偶子提供したドナーに対し、特に、子に身元を特定する情報の開示を認める法改正についてどのように考えるのか、インタビュー調査が行われました。回答者 42 名のうち、半数より少し多くが勧告に反対でしたが、その約半数は、法による強制ではなく、ドナーの意思を尊重した上での開示が望ましい、といった妥協案を示唆するというものでした。調査結果は 2013 年 5 月に政府に報告されました。

これは遡及性への反対を表明したドナーの意見です。「ドナーとして、子からのコンタクトを恐れています。・・・子の突然の出現によって、自分の家族との関係を壊されたくありません」と述べています。匿名性の保障のもとに、配偶子を提供し、そのことを家族にも伝えていないドナーにとって、子からの突然のコンタクトは、自分の家族にとっての脅威として捉えられているのです。

ビクトリアの事例が示したことは、DC を利用した DC 家族にとって DC の事実は家族の秘密とされていることです。また、ドナーの家族にとっても、配偶子提供は家族の秘密とされていたことです。つまり、子は、両家族の秘密の狭間に立たされているという現実でした。

このような状況を打開するため、ビクトリア州では、子の出自を知る権利を法施行前にさ

かのぼって認める、法改正を、2014年、さらに2016年に行いました。

2014年改正法では、遡及的に子の出自を知る権利を認めることになりました。ただし、1984年法の施行前に提供された配偶子から生まれた子について、1984年法と同様に、ドナーが同意した場合に限り、ドナーについて身元を特定するような情報を得ることができるようになりました。

2016年には、2014年改正法から、さらに一歩進んだ、改正がなされました。それが、2016年改正法で、2017年3月1日から施行されています。

2017年3月より施行された2016年改正法では、1988年よりも前にDCによって生まれた子たちを含め、1995年法以前に生まれた子に対して、それ以降に生まれた子と同様に、「ドナーの同意を必要とすることなく」、ドナーについての情報を得ることができるようになりました。ただし、ドナーと子は、お互いのコンタクトに関しては書面により希望を申し立てることができる contact preference の制度を設けました。つまり、情報開示の申請者がコンタクトに関して相手側の希望に従うのでなければ、相手側の情報は開示されないというものです。

2016年改正法は、生まれた時期にかかわらず、DCによって生まれたすべての人々にドナーについて身元を知る権利を与える試みです。これまで、生殖補助医療によって生まれた子をサポートしてきたグループDCSGは、2016年改正法が議会で可決されたことに対して、そのホームページのなかで、「DCSGは何十年にも渡って、このような変化がもたらされるよう活動してきました。我々をサポートし、この変化に向けて活動してきた多くの親、DCで生まれた人、そして、ドナーに感謝します」と述べています。2016年改正法の成立は、これまで、ドナーの匿名性のもとに生まれ、出自を知る権利が認められていなかった多くの子に希望を与えることになりました。

このスライドは2008年法の改正をまとめたものです。2016年改正法の成立によって、2008年法は、出自を知る権利をすべてのDC子に認めるように改正されました。

次に、ビクトリア州における法制度の運営についてみていきます。

1984年法の施行前には、ドナーは匿名とされ、DCの記録がCentral Registerに登録されていないことから、ドナーの情報を収集することが困難になっています。そこで、2016年改正法では、ビクトリア州の生殖補助医療の監督機関であるVARTAの情報収集のための権限を強化しました。VARTAの権限の強化として、DCに関する登録制度の管理・運営を一

括して行うことや、登録施設に属さないあらゆる医療機関や個人に対してもドナーに関する情報開示を求めることができるとしたこと、さらに、ドナーと思われる者や、その親族に遺伝子検査を求めることができるようにしたことが挙げられます。

このスライドは、DCに関する中央登録情報 Central Register へのアクセス状況を示したものです。2019年7月から、2020年6月までの1年間に99件の利用があり、そのうち1998年より前に行われたDCに関するものが53件、1998年以降に行われたDCに関するものが46件でした。

このスライドは、1998年より前にドナーの配偶子によって生まれたDC子が、ドナーの情報を知る場合の情報開示のプロセスを示しています。子が情報開示の申請をして、ドナーが見つかった場合、子がドナーの contact preference (コンタクトに関する指示書) に従うことに同意したのち、ドナーの身元を特定できる情報が開示されます。

ドナーからのアクセスは、DC子の同意、あるいは子が18歳未満の時は親の同意が得られた場合で、DC子側の出す contact preference にドナーが従うことを保証した場合に限り、子の身元を特定する情報が開示されます。

次に、日本の法制化に向けての課題について考えてみます。最初に、日本における生殖補助医療をめぐる法制度の流れを見てみます。1998年以降、厚生労働省、法務省、日本学術会議によってこのように委員会、部会が設けられ、それぞれ報告書が取りまとめられています。2020年12月には、生殖補助医療の民法特例法が成立していますが、これは、DCによって生まれた子の親子関係を定めたものです。

DCの実施にあたっての、法的規制については、2003年には生殖補助医療部会から「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」が出されています。この報告書で特に注目したいのは、DCを受けることができるのは、法律上の夫婦であること、DCによって生まれた子は15歳になると、ドナーの身元を特定する情報を含め、その出自を知る権利が認められる、とされていることです。

2003年の生殖補助医療部会報告書では、子の出自を知る権利を認めていますが、子が出自の事実とともに成長する権利については言及されていません。また、ドナーの匿名性のもとに、すでに生まれた子の出自を知る権利の遡及的保障についての対策も示されていません。

このスライドは、生殖補助医療部会の報告書と、ビクトリア州の2008年法、さらにその改

正法の特徴を示したものです。生殖補助医療部会報告書は、子の出自を知る権利を認める先進的な報告書ではありましたが、ビクトリア州の事例に認められるように、子の出自を知る権利の保障を確実なものとするには、さらに検討すべき課題が残されていることがわかります。

日本の法制化に向けて、ビクトリア州の事例分析が示したことは、次のようにまとめることができます。子の出自を知る権利が守られるためには、親から子への真実告知が重要です。そのためには、家族の理解が不可欠であることをビクトリア州の事例は示しています。親が、DC の事実を秘密にするならば、子は何らかの機会に突然「事実を知る」こととなります。そのような状況下では、法律によって出自を知る権利が保障されていても、それは単に記録が残されていることにすぎません。子の出自を知る権利を、子が DC の事実と共に成長する権利におきかえる議論が必要だと思われまます。

さらに、ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利も保障されることが必要であるということです。ビクトリア州の法改正委員会の勧告にあるように、法制定前に生まれた子の出自を知る権利をどのようにすれば、守ることができるか、という問題です。日本でも、すでに 1 万人以上の子がドナーの匿名性のもとに生まれています。子の出自を知る権利を遡及的に保障するためには、匿名性の保障のもとに配偶子を提供したドナーとドナー家族の理解が不可欠であることを示しています。

ビクトリア州の事例において、当事者たちの意見から読み取れることは、既に 30 年前のことであっても、匿名性の保障のもとに配偶子を提供したドナーの匿名性の権利は守られる必要がある。しかし、一方では、今、出自を知る権利を奪われた子たちがいて、当事者である彼らの意見は、ドナーの匿名性の保障には何ら反映されていなかったという事実です。まさしく、「微妙なバランス」を必要とする倫理的問題であるといえます。そしてこれらの問題を解決するには、家族の支えと、法の遡及性の問題や法が家族の問題にかかわることに対する社会の理解が不可欠であることを、ビクトリア州の事例は示しているといえます。

それでは、まとめです。ビクトリア州は、世界に先駆けてドナーの匿名性を廃止して以来、30 年にわたって、その法制化のもたらす課題に州政府をあげて対応してきました。日本では、DC の実施における法整備がまだ整っておらず、世界の流れから大きく立ち遅れた状況にあります。一方、提供精子による人工授精によって、すでに多くの子が生まれ、出自を知る権利は保障されていません。2003 年に提出された生殖補助医療部会報告書においてもさらに検討すべき課題が残されており、ビクトリア州の試みは、先行事例として、日本における法制度の整備における一つの指標になると考えられます。

近年、日本でも生殖補助医療の法制化の動きが活発になっていますが、親子関係の法整

備とともに、当事者の権利や保護、サポート体制含め、DCの実施に当たっての法整備の進展が望まれます。最後に質問です。この表は、ビクトリア州における子の出自を知る権利の保障をめぐる、法制度の変遷をまとめたものです。すなわち、ドナーの匿名性を廃止し、DCで生まれたすべての子に出自を知る権利を保障するための、法制度の変革の歴史ともいえます。日本において、今後、子の出自を知る権利を保障する法制度が整備されることが予想されますが、現在の日本の状況を鑑みて、(1)から(4)の、どの段階の法制度を取り入れることが現時点では可能だと考えますか。皆さんで議論していただけると幸いです。

参考論文を示します。参考にいただければ幸いです。

これで終わります。ご清聴ありがとうございました。